○農林水産省告示第千九百一号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月二十五日農林水産省告示第二千七百八十七号（競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　Breeders' Cup Filly & Mare Turf

○農林水産省告示第千九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町山田八一字長畑福部谷一八、二八から三六まで、三七の一、三八の一、三九、四〇、四一の一、四二の一、四二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

八一字長畑福部谷二九から三一まで・三七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町持越三八字大山下一の一、二、一六の一、一八、松ケ谷六八字十王堂三九の四、四五から四七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県越前市柳元町六四字昼小馬一、赤谷町五一字昼小鳥一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字桐木一八一〇、一八一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桐木一八一〇・一八一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町立川下名字シタ一五七二の一、一五七三の一、一五七三の三、一五七三の五から一五七三の七まで、一五七四の一、一五七四の二、字アワアレ一六二五、字コヲマタ一六四一の一、一六四一の三、一六四一の四、字ヲゝノ一六六六の三、一六六六の四、字ミヤノヲゝ一六八六の三、一六八六の四、一六八六の六から一六八六の八まで、一六八六の一二、一六八六の一四、一六八七、字ウハヤナギノサコ一六九五の二、字ヤスハノヲ一七〇二の二、一七〇二の三、字エンマノゝ一七〇五の三、一七〇五の一五、字エノキノウエ四二一、一七四六の五、一七四七の七、一七四七の九、立川上名字イヅミヤブノカミ七〇四の一、七〇四の二、一七二一の二、字マツバイ一六〇八の二、一六〇八の二一、字サカリノヤマ一六〇九の四、一六〇九の七、一六〇九の一二、一六〇九の一五、字カイケノヤマ一七五二の一七、字ヨシガタキ一七五八の二四、字ハエノウシロ一九七〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町立川上名字フキダニ二二四の一、二二四の三、二二四の四、一六二六の六、一六二六の七、一六二六の三六、字イヅミヤブノシモ七〇七、七一〇、七一一、一七二二、一七二三の一から一七二三の四まで、字キタムキ七六九、七七一から七七三まで、七七五の二、七八一の三、一七三四、一七三五、字キタムキノシモ八〇一、八〇二の一、字イシガマ一六二五の一四から一六二五の一七まで、一六二五の二九、一六二五の三一、字カシヤマグチ一六八一の三〇、字イワゴロ一七四〇

二　指定の目的　水源の涵養